

## おわりに

我が国における大学通信教育を取り巻く一般的状況については、以下のようなことが指摘できる。

① 各大学が生き残りをかけた「大学ビッグバン」の時代に入った。少子化による入学人口の減少，国立大学の法人化，大学行政の競争政策の導入，社会・企業の人材ニーズが多様化してきた結果，大学改革が不可避となっている。大学通信教育も1947年に「学校教育法」によって制度化されて以来，学びたい人たちのニーズとともに50年以上にわたって実施されてきたが，今日の情報化や国際化の著しい進展を受けて制度的な見直しを伴う改革が必要である。

② 現代日本社会では高齢化社会が急速に進展し，また物質的豊かさよりも心の豊かさを求めるなど価値観の多様化と自己実現が求められるようになり，社会人の再学習や生涯学習のステージとして，開かれた高等教育機関としての大学通信教育の役割はますます重要となる。

③ 大学通信教育は，18歳人口の急増期に受験競争の激化により通学課程に入学できなかった学生を多数受け入れて，学生数が急増した時代もあった。しかし，少子化による入学人口の減少に伴いこのような学生は急速に減少し，現在の学生数は大学通信教育実施校の急増もあり停滞・減少傾向で推移している。学生層は社会人・成人が中心となり，大学においては編入生の割合が増え大学・短大卒が約5割を占めている。

④ IT技術の発展に伴い，各家庭へのブロードバンド通信が急速に普及しつつある。IT技術の飛躍的な発展を背景として，誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる時代になるものと予想される。インターネットを利用した新たな学習形態の役割が増大することは時代の趨勢である。

さて，4年制大学での通信教育は，本報告書第2章でも分析したとおり，多様な発展を遂げている。多様な年齢と立場の学生の存在，とりわけ現職社会人をはじめとした編入学ニーズの高さは，大学通信教育が，通学スタイルのフルタイムの大学教育では満たせないニーズを引き受けていることが読み取れる。

こうした大学通信教育が，十分な水準を保って発展をしていくためには，その最低の基準である「大学通信教育設置基準」についても慎重な検討が必要であることを示唆している。この検討のために踏まえるべき事項としては，特に次の点を強調しておきたい。

第1に，通信教育の「定員」の特性である。大学通信教育で長い実績を有する大学では入学定員4,000名単位が通常であり，近年に開設された大学でもそれに相当する規模で100名単位での定員設定がされており，一見しただけで通学課程との違いが理解される。これは，大学通信教育の「定員」が，通学課程の定員と全く異なる社会的・法令的根拠を持っていることに起因する。通学課程での入学定員は，公正な入学試験を行うために，言わば競争のゴールとして受験生に提示する入学制限としての「定員」の意味を有するが，入学資格等の書類審査を前提にして「全員入学」を殆どの大学で前提としている大学通信教育では，入学は適

正規模や受入準備のために社会に提示する「定員」としての意義を有しており、同日の談とはなり得ない側面を有していることである。こうした大学通信教育の社会的意義は、高等教育における機会均等を保障してきた歴史的経緯を有し、さらには今後の知識基盤社会においても高等教育の開放のための確実な経路として機能し得るのである。

第2に、大学通信教育の在り方の多様性である。このことは、大学の教育課程などでは、学部・学科の広がり、編入学制度や科目等履修生の充実、メディア授業の展開などにも表現されている。また、単独に開設された「通信教育学部」と、併設型の通信教育課程では、大学の在り方や運営にも大きな違いがある。こうした大学通信教育の多様性は、これからも一層の展開のための配慮が必要なものであり、「大学通信教育設置基準」の検討においても慎重に個々のケースの意義を検討することを要請するものとなろう。同じ大学通信教育の範疇とは言え、大学院と学部との間では、学力試験の実施の有無、定員及び学生数の規模、実際の授業のスタイルなどで大きな違いがあることも留意しておきたい。

なお、戦後の教育改革を通じて成立した大学通信教育の歴史と実績、そして近年一層多様に展開している多様性を踏まえるならば、既存の大学通信教育の独自性を認めた「大学通信教育設置基準」（昭和56年文部省令第33号附則第3項）の意義についても留意する必要があることを付言したい。

本報告書第3章が分析した通り、大学通信教育における短期大学の在り方は縮小傾向にある通学制の短期大学が置かれている状況とほぼ同様である。その学生層は幼稚園教諭や保育士の資格取得を目指す18歳人口の女性を中心としてきたが、18歳人口の縮小や女性の大学進学率の上昇により短期大学の役割は低下している。周知の通り、アメリカにおいてはコミュニティ・カレッジを核として短期高等教育が隆盛である。典型的なコミュニティ・カレッジは編入教育、職業教育、文化の享受の3機能を持っており、我が国における短期大学も生涯教育社会の基本インフラに位置づけ直せば、通信制短期大学は大きく発展する可能性があるものと考えられる。

現在、大学通信教育実施校で最も増加しているのは通信制大学院である。これはこれまで地理的・時間的制約などから大学院レベルの学習を希望しながらも、その実現が困難な社会人のニーズに応えるものである。しかし、社会人の大学教育というと大学院レベルに関心が集中している傾向があるが、これはこれまでのエリート高等教育観の延長でしかないとも考えられる。即ち、日本の20歳以上の人口のうち、7割以上が短期大学以上の大学教育を修了していない現状を顧みれば、一部の大学卒業者にさらに高等教育を施すことに限定されていると言える。これは通信制大学院においても顕著であり、同大学院の発展の限界ともなっている。また、通信制大学院では、コスト問題と小人数・対面教育を重視するためにインターネットを利用したメディア授業はほとんど展開していない。

大学通信教育は、1947年に学校教育法によって制度化されて以来、郵便を利用しての通信（印刷教材）による授業を基本にしながらも、この学習では十分に学習効果を上げることのできない科目については面接授業を活用し、地方の学生

に対しては全国各地でスクーリングを実施してきた。さらに、世界的なIT化の進展の影響を受け2001年からはインターネットを利用した授業の配信が許可され、これによって非同期双方向の授業も遠隔授業の一つとして認められ、メディア授業を実施する制度的基盤がつけられた。

本報告書第5章の分析が明らかにした通り、大学通信教育においてメディア授業は、現在半数以上の大学で取り組みが開始されており、大学通信教育においてはその導入の真剣な模索が始まった段階であると言える。

大学通信教育におけるメディア授業はそれのみで単位を修得することが可能な授業形態であることを考えれば、一般にその開講科目数は少ないが実施校の割合は高いものといえる。それは、大学通信教育実施校の中ではメディア授業はスクーリングと同等の教育効果があり、スクーリングに代わる授業方法として評価するところが多いことと関係しているものと推測される。

一方、アンケート調査によればメディア授業実施校においてはコンテンツ作成や授業運営のガイドラインを独自に設けて、その教育内容の質保証に配慮していることが窺える。また、メディア授業はコスト面を考えると多人数教育に適しているとも考えられるが、実際には対面授業に適していると思われる実技・実習形式の授業においてもメディア授業の導入が試みられていることは注目する必要がある。メディア授業を導入した多くの学校では、導入の初期段階にあり、メディア授業の学習効果を慎重に検証し、学習効果を向上させるための活動に前向きに取り組んでいると言える。

メディア授業は「いつでも、どこでも、誰でも」学習できる大学通信教育の理念に最も適した学習方法であり、大学の学問と知識をフルタイムでキャンパスに来ることのできない人々に開放する手段として大きな可能性を秘めている。とは言え、大学通信教育においてメディア授業は多様な教育方法の一つであり、これまでの印刷教材等による授業や面接授業との組み合わせにより教育効果の向上を目指すのも現実的な方法であり、メディア授業のみが選択肢でないことは言うまでもない。

急速なITの発達により大学もITが浸透しているが、対面授業を基本とする通学制においては、メディア授業を行わなくとも教育が成立する事情もあり、授業方法に根本的な変化はないと考えられる。大学通信教育はもともとメディアを利用して行う教育であり、ITを活用した通信教育が大学全体のIT化を牽引する可能性もあり得る。

海外における状況を見ると、大学通信教育などの遠隔教育はもともと地理的状況で通常の教育が受けられない人々を対象に教育を提供することを目的として開設されたところが多いが、最近の先進国での遠隔教育はその状況が一変している。変動社会を迎えてリストラや倒産などの不安定な社会状況に対応するために、たえず職業教育を受けて職能の向上を目指すこと、職場においても広く高等教育が受けられることなど、専門教育をも含めた生涯学習社会の実現を目指しての遠隔学習になりつつある。さらにもう一つ見逃してはならないのは、国民の経済ならびに労働に対する国策の考え方の違いである。1960年代には福祉国家が

失業保険や高齢者の介護などの後追い福祉政策で多額の費用を必要として財政赤字を抱えて破綻しかねない状況にあったが、そこから立ち直ったのは生涯学習と生涯スポーツによる先取り福祉の政策であった。働くための社会福祉という考え方である。失業保険や高齢者介護に手厚い保護をする前に、失業すれば直ちに新しい職に就けるように職業教育を受けられるようにすること、また高齢になっても何らかの学習を継続して認知症にならないようにし、生涯スポーツを推進することによって寝たきり老人にならないようにするなどの政策が実施された。このような状況は近年になってますます重要視されるようになり、働くための福祉政策として特に、コンピュータとインターネットを活用した遠隔学習が重要になっている。変動社会において高度専門職の職能を国民が維持するためには遠隔学習が活発になり、高等教育の進展に期待するところは大きいが、そのためには特に貧困家庭においてそのような職業教育を受けられる環境が整っていることが求められている。

海外の大学教育におけるメディア授業を比較するとき、1960年代から顕著になった大学教育の拡張に見られる方略を理解することは、その後の発展の推移を検討する場合にきわめて重要である。わが国では大学の教育は通学課程であれ通信課程であれ、大学設置基準によって規制されているので、その教育内容は一般の通学課程のものが基準となっている。ところが広大な荒野や砂漠をもつアメリカやオーストラリア、北方に広い過疎地をもつカナダや北欧諸国、さらにインドネシアのように無数の島からなる国の遠隔教育では、大学はそれぞれの地域のあらゆる教育に責任をもっているので、大学とは言え広範な職業教育、初等教育の教員養成と研修などを実施しており、教育政策とも深くかかわっている。

さて、本調査研究の中心である「大学通信教育についての全国調査」を日本大学のワーキンググループとともに共同で行い、その検討を行ってきた私立大学通信教育協会の評価委員会は、次のような課題を提起している。

- ① 収容定員及び必要専任教員数についてのあり方。特に、独立型と併設型のそれぞれの特色や附則第3項該当校の実態に即した大学通信教育の組織の在り方。
- ② 科目等履修生や編入生などを含めた通信教育ニーズの多様化を踏まえた教育課程の在り方。
- ③ メディア授業の展開と多様な教育方法の在り方。

同評価委員会は私立大学通信教育協会が2005年6月に独自に制定した「大学通信教育ガイドライン」を踏まえて、文部科学省に対して協会として提言活動を進めていく必要があるとし、「大学通信教育の特色や社会的役割についての認識を広め、多様な実態に合致し、さらなる展開と水準の向上を可能とする大学通信教育設置基準の在り方が目指されなくてはならない」と提唱している。



# 大学通信教育についての全国調査

平成 18 年 5 月 1 日現在  
平成 18 年 6 月 10 日締切り

## アンケート（調査票）ご協力をお願い

学校法人 日本大学  
財団法人 私立大学通信教育協会

この調査は、平成 17 年 1 月 28 日に中央教育審議会より答申された「我が国の高等教育の将来像」を踏まえて大学通信教育の現状及び課題を正確に把握して検討するために、文部科学省より「先導的・大学改革推進委託」として調査研究を依頼された日本大学と、財団法人私立大学通信教育協会が合同で、すべての大学通信教育の実施校（大学院、短期大学を含む。）を対象として実施するものです。

提出された調査票は、日本大学によって統計処理され、同大学のワーキンググループにより分析されて、「先導的・大学改革推進委託」による報告書の基礎データとなります。また、財団法人私立大学通信教育協会の大学通信教育評価委員会によって分析された結果は、大学通信教育のあり方についての検討等を行うために活用する予定です。

個々の大学の調査票は、秘扱いとし、日本大学のワーキンググループ及び財団法人私立大学通信教育協会の大学通信教育評価委員会による分析の目的以外には使用いたしません。報告書や提言、印刷物等の形で行政機関に提出され、又は公表される場合には、学校基本調査報告書に準じた区分で統計処理したデータまでとし、個々の大学の情報が公開されることはありません。

調査結果は、調査委託を行った文部科学省により具体的な施策のための基礎資料として活用される予定ですので、すべての大学通信教育の実施校においてご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、ご協力いただいた各校には、作成された報告書等の情報をお送りする予定です。

### 【問い合わせ先】

学校法人 日本大学  
担当部局 日本大学通信教育部 庶務課  
〒101-8354 東京都千代田区三崎町 2-2-3  
03-5275-8902（担当 三橋）

財団法人 私立大学通信教育協会  
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-16  
03-3818-3870（担当 後藤）

# 調査票

## 記入にあたって

1 この調査票は、大学は学部ごと、大学院は課程・研究科ごとに作成してください。記入欄が足りない場合は、用紙を追加して記入してください。

2 □で記した項目は、チェック印を入れてください。

3 下記の項目は、平成18年度学校基本調査と同じ項目になっていますので、同じ数値をご記入ください。これらの項目の記入の注意事項は、学校基本調査の説明文書をご参考ください。

項目8、9、11、12、13、14、24、28

4 下記の項目の「番号」は、「項目2」と同じ学科（専攻）の順番で記してください。「番号」5は、学科（専攻）共通のものについて記してください。学科（専攻）が4以上の場合は、追加した用紙や欄外に追加して記入してください。

項目3、4、5、8、9、10、11、12、13、17、20

5 「前年度間」とある場合は、平成17年度中のデータについて、それ以外は平成18年5月1日現在のデータについて記してください。

6 各項目で該当者等がない場合は、項目に斜線を引いてください。

7 項目33以降のメディアを利用して行う授業に関する調査項目についても、該当箇所について回答を記入してください。

記入者（不明箇所について問い合わせができる担当者）					
ふりがな 氏名		部署名		電話	
				メールアドレス	

## 項目1 ■学校の名称などの情報

学校種別	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 短期大学	設置者別	<input type="checkbox"/> 学校法人立 <input type="checkbox"/> 株式会社立	設置者名称	
学校名		学部・研究科の名称		学部・研究科・短期大学の所在地	
通信教育の組織の名称					

「通信教育の組織の名称」は、「通信教育部」など通信教育部門を包括する組織名を記入する。

## 項目2■開設年月及び定員等

区分	<input type="checkbox"/> 通信教育学部等 <input type="checkbox"/> 併せ行う組織	通信教育の開設年月					「附則3」の適用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
		番号	学科（専攻）の名称	入学定員	編入学定員	収容定員	開設年月	備考	併せ行う学科（専攻）のある場合		
								入学定員	編入学定員	収容定員	備考
1	学科（専攻）										
2	学科（専攻）										
3	学科（専攻）										
4	学科（専攻）										

「附則3」の適用は、大学通信教育設置基準昭和56年文部省令第33号附則第3項又は短期大学通信教育基準昭和57年文部省令第3号第3項にいう従前の例による場合の適用の有無を記す。

「入学定員」は学則等に記された人数として、学生募集上の公示する人数ではない。入学定員等を学科（専攻）ではなく学部等に置いている場合は、その旨を「備考」に記す。

「編入学定員」は(2年次)(3年次)などと注記する。

「備考(定員変更等)」は定員変更、学部・学科名称の変更などを「〇〇年〇月学科名称を〇〇学科から〇〇学科に変更、入学定員を〇〇人から〇〇人に変更」と記す。

### 項目3 ■関連する学科(専攻)の定員等

「併せ行う組織」の場合は、通学制の学部・研究科・短期大学について								
学部・研究科の名称		開設する学科(専攻)	学科(専攻)名	入学定員	編入学定員	収容定員	備考(定員変更等)	
学部・研究科の開設年月								
備考								
「併せ行う組織」の場合に通学制の学部・研究科・短期大学が夜間に授業を行う学部を開設している場合について								
学部・研究科の名称		開設する学科(専攻)	学科(専攻)名	入学定員	編入学定員	収容定員	備考(定員変更等)	
学部・研究科の開設年月								
備考								
大学院の課程・研究科で基礎となる学部等がある場合								
学部の名称		開設する学科(専攻)	学科(専攻)名	入学定員	編入学定員	収容定員	備考(定員変更等)	
学部の開設年月								
備考								

「通信教育学部等」は、学校教育法第54条、第66条の2、第69条の2により通信教育のみを行う学部等の組織を置く場合とし、「併せ行う組織」は大学通信教育設置基準の第9条第2項、短期大学通信教育設置基準第9条第2項、大学院設置基準第27条により通学の課程の組織が「併せ行う」場合。

「備考(定員変更等)」は定員変更、学部・学科名称の変更などを「〇〇年〇月学科名称を〇〇学科から〇〇学科に変更、入学定員を〇〇人から〇〇人に変更」と記す。

#### 項目4 ■ 学科(専攻)の授業料等

番号	入学金等 (円)	編入学金等 (円)	授業料等 (円)	受講料等 (円)	備考
1					
2					
3					
4					

「入学金等」「編入学金等」は、入学、編入学の段階で必要な費用で、選考料等を含む。  
「授業料等」は、面接授業料以外の1年間の授業料、教材費、施設利用料、課外活動費等を含む。  
「受講料等」は、1年間の標準的な受講数に基づいて、「授業料等」のほかに必要な面接授業・メディアを利用して行う授業の受講料などを記す。

#### 項目5 ■ 専攻分野

番号	学科(専攻)	学科(専攻)内のコース等	その他の資格課程等
1	学科(専攻)		
2	学科(専攻)		
3	学科(専攻)		
4	学科(専攻)		
5	学科(専攻) 共通		

「その他の資格課程等」は「教職課程(国語・中高・1種)」「学芸員課程」等と記載する。

## 項目6 ■入学等の形態

名称 該当項目がない場合は抹消し、異なる名称を記入する。	入学資格等の要件	選考について □にチェックを入れ、( )内には、試験科目名などを記入する。
学生		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
学生 (2年次編入学)		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
学生 (3年次編入学)		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
学生 (専攻科)		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
特修生		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
科目等履修生		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )
		□書類選考 □書類による学力試験 □面接試験 □会場での学力試験 ( )

科目等履修生等に分類がある場合や、その他の入学等の形態がある場合は、空欄に記入する。

## 項目7 ■大学(短期大学、大学院)の入学資格を有しない者の入学

大学等の入学資格を有しない者を入学させるための選考がある場合 (□にチェックを入れる) <input type="checkbox"/> 特修生としての履修を行う。 その場合の修得が必要となる単位数 ( ) 単位 <input type="checkbox"/> 書類による審査を行う。 その場合の選考のための書類 ( ) <input type="checkbox"/> 会場での学力試験を行う。 その場合の試験科目 ( ) <input type="checkbox"/> 面接試験 <input type="checkbox"/> 実施していない
---

項目8 ■ 学科(専攻)別学生数

番号	正規の課程									
	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1										
2										
3										
4										
計										
上記のうち休学者、授業料滞納者										

番号	専攻科		特修生		聴講生・科目等履修生		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1								
2								
3								
4								
計								

平成18年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目6と同じ数値を記入する。

項目9 ■平成 18 年度入学者数(正規課程のみ)

番号	平成18年3月高校卒		平成17年3月高校卒		平成16年3月以前高校卒		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1										
2										
3										
4										
計										

平成 18 年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目 7 と同じ数値を記入する。

項目10 ■平成18年度入学志願者等の内訳(正規課程のみ)

番号		1年次 入学者		2年次 編入学者		3年次 編入学者		その他		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1	入学志願者数										
	入学者数										
2	入学志願者数										
	入学者数										
3	入学志願者数										
	入学者数										
4	入学志願者数										
	入学者数										
計	入学志願者数										
	入学者数										

学力試験等を行っていない場合に、書類選考等による不合格者がいないときは、「入学志願者数」と「入学者数」が同数になる。

「その他」は、2年次・3年次以外の編入学・再入学等を含むが、科目等履修生は含まない。

項目11 ■職業別学科(専攻)別学生数

	教員		公務員		会社(商店) 員、銀行 員等		個人営業 ・自由業		無職		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1														
2														
3														
4														
計														

平成18年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目8と同じ数値を記入する。

### 項目12 ■ 職業別年齢別学生数

	教員		公務員		会社(商店)員、銀行員等		個人営業・自由業		無職		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
18～22歳														
23～24歳														
25～29歳														
30～39歳														
40～49歳														
50～59歳														
60歳以上														
計														

平成18年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目9と同じ数値を記入する。

### 項目13 ■ 在学年数別職業別卒業者数(前年度間)

在学年数				教員		公務員		会社(商店)員、銀行員等		個人営業・自由業		無職		その他		計		
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大学	4年	大学院・短期大学	2年															
			3年															
	4年																	
	5年																	
	6年																	
	7年以上																	
計																		

平成18年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目10と同じ数値を記入する。

## 項目14 ■ 職業別授業方法別出席者数(前年度間)

	教員		公務員		会社(商店)員、銀行員等		個人営業・自由業		無職		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
面接授業														
メディアを利用して行う授業														

平成18年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目11と同じ数値を記入する。

## 項目15 ■ 授業の方法等(前年度間)

番号	開設授業科目総数	放送授業科目数	面接授業科目数	メディアを利用して行う授業科目数(同時双方向)	メディアを利用して行う授業科目数(同時双方向以外)
1					
2					
3					
4					
5					
計					

授業の方法等の区分は、大学通信教育設置基準第3条第1項(短期大学通信教育基準第3条第1項)による。一つの授業科目を複数の授業の方法により開講した場合は、「開設授業科目総数」とそれぞれの授業科目数でそれぞれ1と数え、開設授業科目総数はそれぞれの合計にはならない。

「メディアを利用して行う授業」の「(同時双方向)」は、「大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件」(平成13年3月30日文科省告示第51号)の第1号によるもの、「(同時双方向以外)」は第2号によるもの。

## 項目16 ■ 印刷教材等(前年度間)

印刷教材等の区分	点数
大学の独自に作成した教科書	
大学団体、複数の大学等で作成した教科書	
一般の出版社による教科書	
授業科目についての教科書以外の印刷教材(学習指導書等)	
定期的に配布する教科書以外の印刷教材(年間刊行点数)	
印刷以外による教材(ビデオテープ、CD等)	
印刷以外による教材(インターネット経由による教材)	

## 項目17 ■ 外国における履修

番号	外国に居住する学生（正規課程のみ）			
	日本人		外国人	
	男	女	男	女
1				
2				
3				
4				
5				
計				

大学通信教育設置基準第3条第3項(短期大学通信教育基準第3条第3項)によるもの。

## 項目18 ■ 外国における履修(前年度間)

外国において実施する面接授業等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	実施している面接授業等の概要

外国においてオリエンテーション等を行う場合も記述する。

## 項目19 ■ 定期試験等(前年度間)

学則等に定める定期試験等の名称	
平成17年度実施月日	回 実施月日（ ）
平成17年度実施会場数	会場
方法等	<input type="checkbox"/> 試験会場 <input type="checkbox"/> インターネット経由による在宅の試験 <input type="checkbox"/> それ以外の方法（ ）

「学則等に定める定期試験等の名称」は「科目試験」等の名称を記す。

## 項目20 ■ 卒業・修了の要件における「面接授業等」の単位数

番号	面接授業等の単位数	「面接授業等の単位数」のうち卒業の要件として算入可能な放送授業の単位数	「面接授業等の単位数」うち卒業の要件として算入可能なメディアを利用して行う授業の単位数
1			
2			
3			
4			

「面接授業等の単位数」には、大学通信教育基準第6条(短期大学通信教育基準第6条)に規定された卒業の要件として修得すべき単位数のうち面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得すべき「30単位以上」(短期大学では「15単位以上」等を規定)のものについて、大学等の学則等で規定している単位数を記入。

## 項目21 ■ 大学以外の教育施設等における学修

	対象とする学修	与える単位の上限
大学設置基準第29条第1項によるもの		
上記以外によるもの		

大学通信教育設置基準第7条(短期大学通信教育基準第7条)によるもの。「大学設置基準第29条によるもの」は「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」(平成3年6月5日文部省告示第68条)によるもの、「上記以外によるもの」は、「大学通信教育設置基準の制定等について」(昭和56年10月29日文部次官通達)の「六 体育実技の履修方法」によるもの。

## 項目22 ■ 専任教員数の適用条項(大学・短期大学のみ)

大学・短期大学の専任教員数の適用条項	<input type="checkbox"/> 大学通信教育設置基準第9条第1項(短期大学通信教育基準第9条第1項)	該当条項により必要な専任教員人数	
	<input type="checkbox"/> 大学通信教育設置基準第9条第2項(短期大学通信教育基準第9条第2項) <input type="checkbox"/> 大学通信教育設置基準第9条第2項但書き(短期大学通信教育基準第9条第2項但書き) <input type="checkbox"/> 大学通信教育設置基準昭和56年文部省令第33号附則第3項(短期大学通信教育基準昭和57年文部省令第3号第3項)	備考	

「該当条項により必要な専任教員人数」には、適用条項により必要とされる人数を記す。不明な場合等は「備考」に記すこと。

### 項目23 ■ 科目等履修生による専任教員数の増加

大学通信教育設置基準第9条第3項(短期大学通信教育基準第9条第3項)の該当	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	増加すべき人数	
---------------------------------------	--	---------	--

当該条項により専任教員数の増加を行っている場合について「あり」と回答して、増加すべき人数を記入する。

### 項目24 ■ 教員数

本務者			兼務者								
			学内から			学外から			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

平成18年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目12と同じ数値を記入する。

### 項目25 ■ 専任教員数

専任教員数	学長等	教授	助教授	講師	助手	合計
通信教育の本務者						
当該大学の専任教員である通信教育の兼務者						

### 項目26 ■ 添削等のための組織等

添削等のための組織の名称	
--------------	--

大学通信教育設置基準第12条(短期大学通信教育基準第12条)による添削等のための組織の名称を記す。

## 項目27 ■ 教員以外の勤務者

教員以外で通信教育に従事する者の名称	主要な業務の内容	主要な資格等	人数

「教員以外で通信教育に従事する者の名称」には、「教務補助員」「TA」「インストラクター」などの名称を記し、「主要な業務の内容」では「教員の面接授業の補助」「添削業務」などと記し、「主要な資格等」では「本学大学院修士課程在学」「修士課程修了以上」などと記す。

## 項目28 ■ 職員数

本務者			兼務者		
男	女	計	男	女	計

平成18年度学校基本調査「大学通信教育調査票」項目12と同じ数値を記入する。

## 項目29 ■ 校舎等の施設の面積

校舎等の施設		
	面積	住所（複数にわたる場合は等と略す。）
校舎（通信教育専用）	m <sup>2</sup>	
校舎（通信教育兼用。併せ行う組織のみ。）		
校舎（大学全体）		

大学通信教育設置基準第10条（短期大学通信教育設置基準第10条）により、通信教育のための校舎、添削等による指導、印刷教材等の保管及び発送のための施設等を「校舎（通信教育専用）」に記し、併せ行う組織の場合のみ兼用するものを「校舎（通信教育兼用。併せ行う組織のみ。）」に記す。

### 項目30 ■ 主要な校舎以外の施設(前年度間)

大学の校舎以外の借用施設の概況			
施設名称	所有	施設数	活用目的
	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 長期借用 <input type="checkbox"/> 一時借用		<input type="checkbox"/> 面接授業 <input type="checkbox"/> メディアを利用して行う授業 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 学生の学習 <input type="checkbox"/> 試験会場
	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 長期借用 <input type="checkbox"/> 一時借用		<input type="checkbox"/> 面接授業 <input type="checkbox"/> メディアを利用して行う授業 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 学生の学習 <input type="checkbox"/> 試験会場
	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 長期借用 <input type="checkbox"/> 一時借用		<input type="checkbox"/> 面接授業 <input type="checkbox"/> メディアを利用して行う授業 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 学生の学習 <input type="checkbox"/> 試験会場
	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 長期借用 <input type="checkbox"/> 一時借用		<input type="checkbox"/> 面接授業 <input type="checkbox"/> メディアを利用して行う授業 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 学生の学習 <input type="checkbox"/> 試験会場
	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 長期借用 <input type="checkbox"/> 一時借用		<input type="checkbox"/> 面接授業 <input type="checkbox"/> メディアを利用して行う授業 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 学生の学習 <input type="checkbox"/> 試験会場
	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 長期借用 <input type="checkbox"/> 一時借用		<input type="checkbox"/> 面接授業 <input type="checkbox"/> メディアを利用して行う授業 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 学生の学習 <input type="checkbox"/> 試験会場
	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 長期借用 <input type="checkbox"/> 一時借用		<input type="checkbox"/> 面接授業 <input type="checkbox"/> メディアを利用して行う授業 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 学生の学習 <input type="checkbox"/> 試験会場

大学の主たる所在地以外において、「面接授業会場」「学習センター」「科目試験会場」等により使用する施設について記す。所有の「長期借用」は1年以上の契約により借用する場合、「一時借用」はそれ以下の期間に借用する場合を区分する。

### 項目31 ■ 図書館

通信教育に係る図書館の名称	座席数	書籍数 (雑誌数)
		冊 ( 点)

大学等の有する図書館についてのみ記す。

### 項目32 ■ 校地

校地		
	面積 m <sup>2</sup>	住所 (複数にわたる場合は等と略す。)
校地		
うち運動場の面積		

大学の有する校地についてのみ記す。

# メディアを利用して行う授業に関する調査

## 項目 3 3. メディアを利用して行う授業実施について

注)「メディアを利用して行う授業」は、「大学通信教育設置基準第 3 条第 1 項 (短期大学通信教育設置基準第 3 条第 1 項)」に定められている授業形態を指し、メディアの利用一般のことではありません。

### 項目 3 3-1. メディアを利用して行う授業を実施していますか。

1. はい
2. いいえ

「はい」の場合は、3 4 以降の設問にご回答ください。

「いいえ」の場合は、3 3-2, 3 3-3, 3 3-4, 3 3-5, 3 3-5-1, 3 3-5-2, 3 9, 4 5 の設問にご回答ください。

### 項目 3 3-2. 実施する予定 (構想) はありますか。

1. はい
2. いいえ

「はい」の場合は、その予定 (構想) をお書きください。

( )

### 項目 3 3-3. 「はい」の場合は、何年後に実施予定かご回答ください。

1. 1~2 年後
2. 3~4 年後
3. 5 年後以降

### 項目 3 3-4. 「いいえ」の場合、その主たる理由をお伺いします。また、該当する項目がない場合は、その理由をお書きください。

1. 学内のコンセンサスが得られない
2. コストがかかりすぎる
3. 学習効果が不明

( )

### 項目 3 3-5. 実施していない機関にお伺いします。

インターネットを通信教育にどのように利用していますか。

1. リポート
2. 試験 (科目修得試験など)
3. 質問票
4. その他
5. 特になし

**項目 3 3 - 5 - 1. インターネットを利用して試験を実施している機関にお伺いします。**

受験時の個人認証はどのように行っていますか？

1. 特に行っていない
2. 次の方法で行っている ( )

**項目 3 3 - 5 - 2. インターネットをレポート・試験・質問票以外に通信教育に利用されている際は、その内容をお書きください。**

( )

**項目 3 4. メディアを利用して行う授業を実施している機関についてお伺いします。**

**項目 3 4 - 1. いつから実施していますか。西暦 ( ) 年から**

**項目 3 4 - 2. 主たる導入理由をお答えください。**

1. 教育指導上必要と認められた
2. 学生のニーズに応えるため
3. その他 ( )

**項目 3 4 - 3. 導入が必要と考えられた授業方法を選択してください。(複数選択可)**

1. 講義形式の授業
2. 演習 (ゼミナール) 形式の授業
3. 実技・実習形式の授業
4. 個別指導
5. その他 ( )

**項目 3 4 - 4. メディアを利用して行う授業をどのような方法 (システム) を用いて行っていますか。(複数選択可)**

1. e-mail システム
2. インターネット上の掲示板 (BBS)
3. 電話回線を利用した双方向テレビ会議システム
4. インターネットを利用した双方向テレビ会議システム
5. インターネット (WBT, VOD など)
6. パソコンを使用しないビデオ (テープやDVD)
7. パソコン (CD-ROMあるいはDVDによるCBTなど)
8. その他 ( )

注1) VOD (ビデオ・オン・ダイヤモンド)

サーバーに保存されたビデオあるいはムービーを、ユーザがインターネットを利用して任意に視聴できるシステム

注2) WBT (ウェブ・ベースド・トレーニング)

インターネットを利用した学習支援トレーニングシステム

注3) CBT (コンピュータ・ベースド・トレーニング)

コンピュータを利用した学習支援トレーニングシステム

**項目 3 4 - 5. メディアを利用して行う授業の学習効果について検証を行っていますか。**

1. 特に行っていない
2. 以下の方法で行っている ( )

**項目 3 5. 取り組みの組織性について**

**項目 3 5 - 1. 取り組みは、どのような単位（組織）で実施していますか。**

1. 全学的に実施している
2. 一部の学科・専攻のみで実施している
3. 組織としては取り組んでいない

**項目 3 6. 取り組みの管理運営について**

**項目 3 6 - 1 専門家（コンサルタント）を置いていますか。**

1. 置いている
2. 置いていない

**項目 3 7. 受講料の徴収について**

**項目 3 7 - 1 授業料徴収の基準についてお伺いします。**

1. 1 単位あたり ( ) 円
  2. 1 講座あたり ( ) 円
  3. そのつどの徴収は行っていない
- 3 の場合、どのような基準での徴収ですか ( )

**項目 3 8. メディアを利用して行う授業の実施科目について**

**項目 3 8 - 1. 実施科目は何科目ですか。 ( ) 科目)**

**項目 3 8 - 2. 実施している科目はどのような授業科目区分ですか。(複数選択可) また、科目数は何科目ですか。**

1. 総合教育（一般教育・基礎）科目 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)
2. 外国語科目 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)
3. 専門教育科目 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)
4. 教職専門科目 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)

**項目 3 8 - 3. 実施している科目はどのような形式ですか。(複数選択可)**

1. 講義科目 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)
2. 演習（ゼミナール）科目 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)
3. 実技・実習科目 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)
4. 個別指導 ( ) 科目 / 全 ( ) 科目)

**項目 39. パソコン・インターネットを通信教育に利用している機関にお伺いします。**

**項目 39-1. 通信教育に携わる全教員の中で十分パソコン・インターネットを使用して教育を行える教員の割合はどの程度ですか。**

1. ほとんど全ての教員
2. 約 2/3 の教員
3. 約 1/2 の教員
4. 約 1/3 の教員
5. ほとんどいない

**項目 39-2. 教員・学生に対してパソコン・インターネット利用のためのリテラシー教育を行っていますか。**

1. 教員に対してのみ行っている
2. 学生に対してのみ行っている
3. 教員および学生に対して行っている
4. 全く行っていない

**項目 39-3. 教員・学生のパソコン・インターネット利用に対してサポートする組織がありますか。**

1. 以下のような組織を置いている ( )
2. 置いていない

**項目 40. インターネットで授業コンテンツを配信している機関にお伺いします。**

**項目 40-1. 使用する教材（コンテンツ）は何を使用していますか。（複数選択可）**

1. VOD
2. F l a s h（アニメーション）
3. 音声
4. HTML
5. PDF
6. その他 ( )

**項目 40-2. コンテンツ作成の専門部署がありますか。**

1. はい
2. いいえ

**項目 40-3. コンテンツ作成の専門家（インストラクショナル・デザイナー）を置いていますか。**

1. はい
2. いいえ

**項目 40-4. 科目で使用する教材（コンテンツ）は、印刷物（教科書など）を併用していますか。**

1. はい
2. いいえ



**項目 4 1. 同期式（テレビ会議システム等）の方式をとっている機関にお伺いします。**

**項目 4 1-1. どれくらいの頻度で実施していますか。**

[講義科目] 1科目あたり ( ) 回/月

[演習（ゼミナール）科目] 1科目あたり ( ) 回/月

[個別指導] 1教員あたり ( ) 回/月

**項目 4 2. メディアを利用して行う授業について**

**項目 4 2-1. 授業における教員の職務範囲は。（複数選択可）**

1. 教材作成
2. レポートの添削指導
3. 学生からの質問への応答
4. パソコンなどの機器の使用法の指導
5. 最終試験
6. その他 ( )

**項目 4 2-2. 授業運営のためのガイドラインを設けていますか。**

1. 特にない
2. 設けている

**項目 4 2-3. TA（ティーチング・アシスタント）等の補助者を置いていますか。**

1. 置いている
2. 置いていない

**項目 4 2-4. 学生との質疑応答はどのような方法で行っていますか。（複数選択可）**

1. e-mail
2. インターネット上の掲示板（BBS）
3. TV会議
4. その他のインターネットを利用したコミュニケーション手段 ( )
5. 手紙、電話、ファックスなどインターネット以外の手段

**項目 4 2-5. 質疑応答についての学生の満足度の調査を行っていますか。**

1. 行っている
2. 行っていない

**項目 4 2-6. 質疑やレポート提出に対する教員の応答までの基準（日数）を設けていますか。**

[質疑に対して]

1. 期間は、( ) 日以内
2. 設けていない

[レポート提出に対して]

1. 期間は、( ) 日以内
2. 設けていない

**項目 4 2-7. 学生による授業評価は行っていますか。**

1. 行っている
2. 行っていない

**項目 4 3. メディアを利用して行う授業の試験について**

**項目 4 3-1. 試験は実施していますか。**

1. 行っている
2. 行っていない

「行っている」とご回答の機関にお伺いします。

**項目 4 3-1-1. どのような実施方法ですか。**

1. 試験会場で行う
2. インターネットを利用して行う
3. その他 ( )

**項目 4 3-1-2. インターネットを利用している機関にお伺いします。**

受験時の個人認証はどのように行っていますか。

1. 特に行っていない
2. 以下の方法で行っている ( )

**項目 4 4. メディアを利用して行う授業に関するFD（授業改善）活動について**

**項目 4 4-1. メディア活用に関するFD活動を行っていますか。**

1. 行っている
2. 行っていない

**項目 4 5. メディアを利用して行う授業の将来性についてご回答ください。**

**項目 4 5-1 貴学のコンセンサスでは、今後、メディアを利用した授業がスクーリング（面接授業）に取って代わる学習方法になり得ると考えていますか。**

1. なり得ると考えている
2. なり得ないと考えている
3. わからない

**項目 4 5-2. メディアを利用して行う授業の今後のあり方や問題点についてご自由にお書きください。**

ご協力ありがとうございました。